

親鸞における救済の一考察

——特に三願の構造を中心として——

堀 哉 子

序 論

宗教において救済を問わないものはない。親鸞は何故、阿弥陀仏による絶対他力廻向の救いを明かされたのか。やはりそこには阿弥陀仏による絶対他力廻向の救いの性格、本質はいかなるものかが問われてくるように思う。

親鸞は『大経』の第十八願のみを以って真実弘願の法門とし、その救いを明らかにされる。親鸞は第十八、十九、二十願の三願をそれぞれ格別の往生の因を誓った生因願であるとみていかれるが、同時にこの三願に真仮を分けて、親鸞は第十八願を真実弘願、第十九、二十願を方便願と判定し、その中第十九願は自力諸行往生という要門の法義、第二十願は自力念仏往生という真門の法義を誓われたものとして領解される。ここでの方便は、真実の法に入らしむるための仮の手段・方法・はたらきを顕す「権仮方便」であり、その方便は暫用還廃（暫く用いて還りて廃す）を意味するとされる。他力廻向の救いが第十八願に帰結されるならば、第十九、二十願は何を意味するのであるのか、何故真実弘願と同時に方便願を顕す必要があるのか、又それは我々に何を伝え、どう関わってくるのか。そもそも「方便」とは如何なるものであり、何を顕すのか。よって、本論では親鸞における真実と方便の意義、並びに方便願とされる諸行往生（第十九願）・自力念仏往生（第二十願）の両願の意義、それらは我々とどう関わってくるのか、我々にとって如何なるものである

目 次

序 論	
第一章 親鸞における「方便」ということ	
第一節 「真実」と「方便」の前提	
第二節 親鸞における「方便」の用法	
第三節 方便の用法から見る親鸞の方便	
第四節 「化身土文類」にみる「方便」ということ	
第二章 親鸞の第十九願、二十願の扱い	
第一節 親鸞における三願観の成立背景	
第一項 法然の三願観	
第二項 隆寛の三願観	
第二節 親鸞における三願の扱い	
第一項 生因三願と見る理由	
第二項 親鸞の三願観、特に第十九願、二十願の扱いについて	
第三章 親鸞の方便の実践的意義	
第一節 「化身土文類」に明かされる方便の意義	
第二節 「化身土文類」の方便の実践的意義	
第三節 三願転入に見る方便の実践的意義	
結 論	

か、を明らかにしていきたい。

本 論

第十八、十九、二十願の三願をそれぞれ格別の往生の因を誓った生因願であり、又この三願に真仮の別があると見ていかれるところに親鸞の特徴がある。親鸞は三願に真仮を分判することで、第十八願行者の至心信樂して絶対無疑なる真実弘願に入らしめる方便を明かすのである。『真仏土文類』に「真仮を知らざるによりて、如来広大の恩徳を迷失す。〔真聖註〕三七二頁」とあるのは、真実に対して方便を以て対照することで仏の広大な恩徳を知らしめるということに他ならない。親鸞は方便の法義を顯すとされる『化身土文類』において、第十九願開説の経である『觀經』の意によって、定散諸行往生の要門の法義を示し、第二十願開説の経である『小經』の意によって、信罪福心の自力念仏の真門の法義を示している。中でも第十九願、二十願の行者は、自らの善根をたのみにして仏の救済法である善本徳本の名号をそのままに受け取ることが出来ない、それらの機を本願力回向の法門である第十八願真実に調機誘引する為に仏が発したのが、第十九願、二十願の法義だとされるのである。つまり、第十九願、二十願は、自らの善根から離れさせ、仏智の真実を知らしめる願であったといえる。又、親鸞における方便は、暫用還廢の権仮方便である。しかし、ひとえに方便といえども、仏の権仮方便そのものの意義と、親鸞が『化身土文類』に示された方便

の意義との二通りの解釈が存在するのであって、親鸞が被救済者の立場に於いて示された方便の意義は、願文に真仮を分け、經に真仮を分け、常に是なるものを顯そうとする態度からしても、簡非の立場を重視すると言わねばならない。権用はあくまで獲信後の回顧において、縁として受けとめるものであって、自力の教えさえも真実に導く因縁（方便）であつたと受けとめるべきものである。親鸞が獲信の前の真実の力用としての権用のほたらきを認めるならば、それは捉え方によっては我々にも方便は「用いるもの」、自力を認めるものとして誤解を招く結果となりかねない。第十八願選択本願念仏義の徹底した説明をなした親鸞に於いて、方便を方便と知って用いることを容認するような、またそのような誤解を招くような意義を主張されるはずはないのである。その意味からしても、親鸞は常に真実と方便を対照させた簡非の態度を主とし、方便は「あくまでも捨てよと戒められる」ものとして主張されるのだといえる。そこで、その方便は我々には如何に関わってくるのであるか。親鸞も含めて被救済者としての我々は、方便を「用いる」のではなく、仏によって方便を方便と知らずに用いさせられ、真実に立った時、方便を方便と知って捨てるものである。しかし、その救済者の暫用還廢の方便の真理は、親鸞の真実開顯の意図によって明かされ、我々は親鸞によってそれを知る立場、知らされそして受けとめる立場にある。その意味からすると、親鸞とは異なる立場であるといわざるを得ない。しかし、真仮廢立が明白になった今、わざわざ求めて方便

に趣く必要のないことは明らかである。我々が方便を方便と知って赴いていくことはないにしても、問題は第十九願、二十願は第十八願眞実によつて取捨された捨てものとしての意識が定着しすぎているのではないか、ということである。注意すべきは眞実開願の簡非の立場であつても、捨てものというだけでなく、眞実の力用が生きて輝き、それによつて導かれたと受けとめる獲信後の回顧としての権用の立場も重視せねばならないということではないだろうか。

結 論

第十九願、二十願の法義が我々とのように関わっていくのか、それは簡非によつてただ取捨されるにとどまらず、仏の衆生摂取のはたらきが生き生きと活動していると常に気づかされるもの（心境的に、又本願の聞き方によつて経ていく）、虚仮不実の我が身を内省する警鐘となるべきものであることを理解せねばならない。

一切衆生を平等に救済する広く深いはたらきをよく海にたとえて「願海」と使われるが、願海とは宗祖の用例からすると「不可思議の願海（『眞聖註』三九九頁、六二五頁等）」等と用いて、第十八願を指すのが中心である。第十八願の誓願不可思議の徳をあらわすものとして、本願の広大さを海に喩えられるのである。親鸞が今日の我々に対して開示したのは、まさにこの大悲の願海であり、その願海に眞仮を分けることによつて、大悲が大悲と知られるのである。

親鸞が『高僧和讃』に

本願力にあひぬれば　むなしくすぐるひとぞなき
功德の宝海みちみちて　煩惱の濁水へだてなし

（『眞聖註』五八〇頁）

と和讃されるのは、その大悲に遇つた喜びをあらわし、何者をもへだてない仏の広大な恩徳を示されるのである。仏の本願力、つまり眞実なるはたらきをあらわす、そこに親鸞における救済の本質がうかがえるのである。